

合同保育及び引継保育について

1. 趣旨

本紙は、別に定める高槻市立保育所民営認定こども園化移管先法人募集要項中「合同保育・引継保育について」のその他に表す基本的な実施方法等について、以下に示すものです

2. 基本的な実施方法

(1) 合同保育の実施方法

合同保育については、令和9年4月から令和10年3月までの最大1年間実施することとします

ア 園長予定者、主幹保育教諭予定者等の計2名が通年で随時引継ぎを受ける

イ 上記アに加え、各年齢の担任予定者が令和10年1月以降、採用状況に応じて順次随時の引継ぎを受ける

(2) 移管後の引継保育については、令和10年4月から令和11年3月までの最大1年間実施することとします

阿武野保育所の元施設長、管理職、主任等が交代で巡回し、通年で随時引継保育を実施する

3. その他

(1) 合同保育に派遣される職員は、急な退職等に対応するため、固定ではなく複数名のローテーションで対応することができるものとする

(2) 合同保育及び引継保育の取り組み内容については、三者協議会の同意を得て適宜変更することができるものとする

(3) 合同保育の実施に必要な人件費の一部については、補助金制度を設ける予定としている。